

広情個審第32号

令和元年7月3日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年1月17日付け広緑緑第249号で諮問のあったこのことについては、  
別添のとおり答申します。

（諮問第242号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成30年1月17日付け広緑第249号の諮問事案（諮問第242号事案）

平成29年5月10日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月23日付け広緑第73号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年7月10日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に基づき、不存在を理由とする公文書不開示決定を取り消し、全開示を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア ○○○○○は報告義務と業務責任がある。公園内の条例違反集会を不存在で通用しない。

イ 違法な共犯行為が疑われる。

ウ 平和公園内慰霊碑前は、公園条例により集会禁止場所である。

集会中○○○○職員が通過しない理由は存在しない。

違法集会を報告する義務が○○○○職員には存在する。

緑政課課長は、業務調査を行う使命が存在する。

緑政課は違法行為是正業務を行わなければならない。

記録なくして適正業務を行えない。

よって文章は、存在するので全開示を求める。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

請求のあった公文書は作成又は取得していないため、不存在決定を行ったものであり、請求人の主張には理由がないものとする。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

平成29年3月1日から5月10日までの間に〇〇〇〇市議会議員が「ヒバクシャ署名」を無許可で行った事実を緑政課に「〇〇〇〇隊長」が報告したことがわかる文書及び緑政課長が当該行為に対し業務を行ったことがわかる全ての文書並びに慰霊碑前で拡声器を使用し集会を行った〇〇衆議院議員等に対し緑政課長が〇〇〇〇隊長より報告を受けたこと及び緑政課長が当該行為に対し業務を行ったことがわかる全ての文書の開示を求める本件開示請求に対し、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙 1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 1 ・ 1 7	広緑緑第 2 4 9 号の諮問を受理 (諮問第 2 4 2 号で受理)
H 3 1 ・ 2 ・ 1 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
H 3 1 ・ 3 ・ 1 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 5 . 1 5 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授